十日町市

質疑回答書

件名： 十日町市下水処理センターほか12施設で使用する電力の供給

No.	質疑事項	回答
1	契約期間中に，建物の増改築，トランス増設や受変電設備の変更など，電力契約に影響がある工事の予定はあるか。	電力契約に影響がある工事の予定は、ありません。
2	「電力供給条件仕様書」３（４）について，検針結果の提出形式，方法，時期については，弊社の提出形式等により協議させていただくことは可能か。	検針結果は、専用WEBページに掲載する形式で差し支えありません。（よくある質問・回答 3-6） これらの項目は、契約書（案）第６条（計量及び検査）に関連するため、別の様式により契約を交わす場合は、「よくある質問・回答 3-1」を併せてご確認ください。 なお、十日町市財務規則 別記 物品売買契約条項の規定により、（物品納入の場合に準じて）電力の納品確認と検査検収を行う必要があります。そのため、検針結果を提出せずに電気料金を請求することは、認められません。
3	「電力供給契約書（案）」第８条について，支払期日を弊社の電気標準約款で定める期日で協議することは可能か。また不可の場合，実際の支払スケジュールについて協議することは可能か。	十日町市財務規則 別記 物品売買契約条項の規定により、（物品納入の場合に準じて）支払いは、請求を受けた日から30日以内とされていますので、できません。 なお、実際の支払日は、請求書の受領日から約２週間後です。（よくある質問・回答 3-8）
4	「電力供給契約書（案）」第９条について，遅延利息率を弊社の電気標準約款で定める率とすることは可能か。	十日町市財務規則 別記 物品売買契約条項の規定により、（物品納入の場合に準じて）請求を受けた日から30日以内に支払われなかったときの遅延利息は、当該契約代金の額に政府契約の支払遅延防止等に関する法律(昭和24年法律第256号)第8条の規定により財務大臣が決定する率を乗じて得た額とされていますので、できません。
5	弊社では各月の電力量料金に料金割引率を乗じた割引の適用を検討しているが，あらかじめ定められた（様式９）「積算内訳書」に料金割引率および料金割引額を記載し，割引後の積算額を記載する行を当社にて追加させていただき，追加した割引後積算額を入札書に記載することは認められるか。	（様式９）積算内訳書への行の追加は、許可しません。（よくある質問・回答 1-3） 各単価は、「割引後の単価」で（様式９）積算内訳書の各単価の入力欄（黄色のセル）に入力してください。 なお、契約書中に割引率・割引単価・定価等を併記することは、規則上に特段の制限が無いため、可能です。 別の様式により契約を交わす場合の注意事項は、「よくある質問・回答 3-1」をご確認ください。
6	「電力供給契約書（案）」に前項の割引率・割引単価を記載することは可能か。	質疑事項５に書かれた提案内容を許可しないため、この質疑には、回答しません。

十日町市

質疑回答書

件名： 十日町市下水処理センターほか12施設で使用する電力の供給

No.	質疑事項	回答
7	ダウンロード可能な電子請求書へは押印及び請求担当者等の記載は対応しておりません。ご了承いただけますでしょうか。 （ご了承いただけない場合は　【紙請求書による特別対応について】　の回答をお願いいたします。） 【紙請求書による特別対応について】 請求担当・責任者の記載は致しかねており、押印のみ対応可能です。 ①押印必須の場合 押印した紙請求書を別途郵送対応いたします。その場合、請求書の到着が使用月に対し翌月の15日前後となります。 （長期連休時に20日頃になる可能性がございます） ご了承いただけますでしょうか。	請求書への押印は、不要です。 この入札については、契約書及び証明行為が必要な一部の書類を除いて、押印を廃止しています。押印欄が無いものは、押印不要です。請求書も押印不要です。 請求書に記載すべき事項は、十日町市財務規則第72条の規定により、次のとおりです。 (1)　請求金額算出の基礎及び債権を証すべき事実 (2)　債権者の住所及び氏名 (3)　請求年月日 よって、請求担当者・担当者連絡先等の記載は、不要です。
8	弊社の電子請求書は、原則、確定版請求書を翌月7営業日夕方より順次掲載致します。ご了承いただけますでしょうか。	差し支えありません。
9	発行される請求書、契約締結する契約書につきましてはすべて【税込】単価の記載となりますがご了承いただけますでしょうか。	差し支えありません。
10	弊社では供給施設内にご入居されている企業様に対して個別に請求書を発行する事が出来ません。ご了承いただけますでしょうか。（自動販売機・施設内の売店等）	差し支えありません。
11	発行される請求書につきまして「燃料費調整単価」「市場価格調整単価」の項目は分かれず合計値で「燃料費調整額」と表記される形となりますが問題ありませんでしょうか。	差し支えありません。
12	対象となる施設において、供給開始後期間中に引き込み位置の移設・変更、建築・増築など工事や設備工事（設置・撤去を含む）のご予定はありますでしょうか。	該当する工事の予定は、ありません。
13	契約開始後に発生しました工事作業及び工事申込に関しましては工事予定日2か月前までに弊社と協議をおこなっていただくことをご了承いただけますでしょうか。	差し支えありません。

十日町市

質疑回答書

件名： 十日町市下水処理センターほか12施設で使用する電力の供給

No.	質疑事項	回答
14	【契約時の燃料費等調整額に関して】 本入札について、市場連動プランでの契約は不可との認識ですが、燃料費等調整を行わない固定料金プランでの契約は可能でしょうか。 また、固定料金プランについては、燃料費等調整を行うプランのみ契約可能との認識でよろしいでしょうか。	入札公告１(7)で様式を指定していますので、（様式９）積算内訳書を使用して算定できないプランでは、入札できません。 概算数量の総価で入札していただく都合上、燃料費等調整を含むプランと含まないプランを同条件のもとに比較することができないため、燃料費等調整を含む方に統一しているものです。
15	【契約時の燃料費等調整額に関して】 燃料費等調整額が必須の場合は、入札書提出時点に適用されている、当該エリア「旧一般電気事業者」の燃料費等調整制度に基づき、入札金額および燃料費等調整額を算定しております。つきましては、以下の点についてご教示ください。 ① 弊社が落札した場合、燃料費等調整額の算定については、入札時点で適用されている旧一般電気事業者の約款に基づく算定式・諸元等を、契約期間満了まで適用いたしますがよろしいでしょうか。 ② 上記①をご承諾いただけない場合、契約期間中に旧一般電気事業者が燃料費等調整額の算定式・諸元等を変更した際には、燃料費等調整額の変動による影響について、契約単価の見直し協議は可能でしょうか。	電力供給条件仕様書３(1)に記載しておりますが、「力率の変動、その他の要因による電気料金の調整及び仕様書に定めないその他の供給条件については、十日町市管内の一般電気事業者が定める特定規模需要の標準供給条件による」としております。 これに同意したうえで契約していただくものですので、契約締結の時点では、入札に付した時点での標準供給条件（東北電力㈱の電気標準約款、電気供給実施要綱）が適用されますが、契約後に燃料費等調整制度の変更が生じた場合には、契約書中の「基本料金単価」「電力量料金単価」を新制度に合わせて調整するとともに、なるべく直近の約款等に合わせて運用することを想定しています。（※１） ※１：この調整は、変更契約によるため、供給事業者が変更契約に同意しない場合は、この限りではありません。なお、従前の算定式・諸元等を継続するかどうかは、協議によります。 変更契約の手続きについては、契約書（案）第10条をご確認ください。
16	本件では分割入金される場合があると認識しております。入金内訳について事前に弊社までお知らせいただくことは可能でしょうか。 （例：自動販売機の運営にかかる電気料金については、自動販売機を設置・運営している業者が支払う場合など）	本件については、分割入金の予定はありませんが、その必要が生じた場合には、お知らせします。
17	電力供給契約書（案）に歳出予算の減額や削除による解除の記載がございますが、貴庁都合で契約を解除される場合は、弊社の約款等によると、期中解約となり違約金が発生いたしますが、お支払いいただけるという認識でよろしいでしょうか。	契約書（案）第16条の規定により契約を解除する場合は、電力供給事業者の約款等による違約金の対象になりません。 本件は、長期継続契約ですが、こうした契約については、契約時点で予算議決の裏付けがありませんので、十日町市議会の権限に属する事項（予算を定めること）により、市の判断の如何にかかわらず、契約の執行ができなくなった場合の違約金の支払いについては、これを保証することができず、これを契約書に組み込むこともできません。

十日町市

質疑回答書

件名： 十日町市下水処理センターほか12施設で使用する電力の供給

No.	質疑事項	回答
18	万が一、期中で契約解除される場合は、その後は再度入札を行われるのでしょうか。	公共施設の廃止等により、期中で契約を一部解除しようとする場合は、契約書（案）第10条の規定により、協議と変更契約をお願いします。 なお、契約書（案）に「市側の都合で一方的に契約を解除できる」旨の記載が無いため、市側の都合による一方的な契約解除は、原則として契約違反になると考えられますが、このような事態は想定していません。 また、期中で契約解除するときに再度入札をするかどうかについては、この入札に関する質疑ではないため、回答しません。
19	入札参加資格確認申請書を郵送する際、封筒に記載すべき事項について、具体的にご教示いただけますでしょうか。	入札参加資格確認申請書は、入札公告３(1)に記載されている「郵便番号・所在地・部署名」宛てにお送りください。また、その他の事項を封筒に記載する必要はありません。
20	仕様書に記載されている「見積」については、積算内訳書のことである認識でよろしいでしょうか。 もしくは、積算内訳書とは別に参考見積書の提出が必要でしょうか。 別途提出が必要な場合は、提出時期や指定の様式等についてご教示いただけますでしょうか。	仕様書に記載されている「見積金額」とは、（様式９）積算内訳書のE14セルにある「積算額」を指します。 そのため、積算内訳書と別に見積書を提出する必要は、ありません。 郵便入札の封筒に入れるべき書類については、「入札説明書 別紙１（郵便入札の方法）」で説明していますので、併せてご確認ください。

十日町市

質疑回答書

件名： 十日町市下水処理センターほか12施設で使用する電力の供給

No.	質疑事項	回答
21	当該供給地点の供給管区を確認するため、下記についてご教示いただけますでしょうか。 ①当該供給地点を管轄する一般送配電事業者（旧一般電気事業者）②請求書等に記載のある供給地点特定番号の先頭2桁	①東北電力株式会社、②02、です。
22	提出する書類の日付は提出日でよろしいでしょうか。また、入札書の日付のご指定（例：開札日）等はございますか。	入札書に記載する日付については、「よくある質問・回答 1-1」をご確認ください。 証明行為を伴う書類（押印欄があるもの）については、証明日を記入してください。 その他の書類の日付については、指定はありませんが、提出日・他の書類の日付との整合性を保つようにしてください。 なお、入札書・証明行為を伴う書類以外の書類については、提出日・他の書類の日付との整合性が保たれていない場合でも、日付の書き間違いとしてみなして、そのまま受け付けます。また、日付が未記入の場合も、そのまま受け付けます。
23	契約期間中に増設工事等により、契約電力が500kW以上の協議制となる予定はございますでしょうか。仮に、契約期間中に協議制となった場合には契約単価の変更協議に応じていただけますでしょうか。	増設工事等により契約電力が500kW以上となる予定はありませんが、協議制への移行が必要になった場合は、契約書（案）第10条の規定により、協議と変更契約をお願いします。
24	弊社では電気料金のお支払は、振込、口座振替となり、振込みの場合振込手数料はお客様負担をお願いしておりますがご了承いただけますでしょうか。また、弊社では料金算定期間の翌月末日を支払期日としております。ご了承いただけますでしょうか。	毎月の電気料金の支払方法は、振込です。（よくある質問・回答 3-9） 契約書（案）に明記がありませんが、電気料金の支払いの際の振込手数料は、市側負担です。 支払期日は、請求書の受領日から30日以内です。（契約書（案）第８条） なお、十日町市財務規則 別記 物品売買契約条項の規定により、（物品納入の場合に準じて）支払いは、請求を受けた日から30日以内とされていますので、別の様式により契約する場合でも、支払期日は、変更できません。 また、「よくある質問・回答 3-1」も併せてご確認ください。

十日町市

質疑回答書

件名： 十日町市下水処理センターほか12施設で使用する電力の供給

No.	質疑事項	回答
25	請求時の基本料金の算定方法について、弊社では（基本料金単価×契約電力）＋力率割引・割増相当額 により算定しております。基本料金および力率割引については個別に計算しますが、力率割引の考え方は旧一般電気事業者の定義と同じです。 例）力率が100％の場合、基本料金を15％割引します。上記算定方法にてご了承いただけますでしょうか。	「東北電力㈱では、基本料金を力率補正（割引・割増）するという考え方をしているのに対して、貴社では、別で力率割引・割増額を算定して基本料金と合算しているがよいか」というご質問かと思いますが、貴社内部での計算式の考え方については、市側に影響が無いため、この点については、市側で指定する必要がないと考えます。 東北電力㈱の計算式での算定結果と貴社の計算式での算定結果にズレが生じるケースがありましたら、別途、ご質問ください。
26	契約書の提出期限や、締結日の期限はございますでしょうか。契約内容確定後、社内決裁・製本・押印・発送等のお時間を頂戴することになるため、指定の日数がある場合そちらの日程での提出ができかねる可能性がございます。その場合、提出日の延長について協議いただくことは可能でしょうか。	契約締結期限は、原則として７日以内です。落札者の決定後、速やかに契約書を作成して締結するものとお考えください。 詳しくは、落札者と協議して決めます。
27	【政府の電気料金支援について】 電気・ガス価格激変緩和対策措置や酷暑乗り切り緊急支援などの政府の支援政策が再度実施されることとなった場合、弊社では燃料費調整単価からのお値引きではなく、別項目を設けてのお値引きとなります。ご了承いただけますでしょうか。	東北電力㈱の計算式での算定結果と貴社の計算式での算定結果に差異が生じないようでしたら、差し支えありません。
28	【料金の請求について】 弊社では、計量結果の報告（通知書）を請求書に記載しているご利用の内訳で替えさせて頂いております。検針結果等の通知書を請求書発行前に別途行うといった対応は行っておりませんが問題ございませんでしょうか。また、検査合格後の日付にて請求書の再発行は致しかねますのでご了承いただけますでしょうか。	請求書が「各施設への検針結果の通知」を兼ねるということでしたら、差し支えありません。 ただし、全施設の検針結果を取りまとめて提出することも求めておりますので、ご注意ください。（電力供給条件仕様書３(4)） 検針結果は、専用WEBページに掲載する形式で差し支えありません。（よくある質問・回答 3-6） 専用WEBページに掲載する場合は、これをもって取りまとめて提出したものとみなします。

十日町市

質疑回答書

件名： 十日町市下水処理センターほか12施設で使用する電力の供給

No.	質疑事項	回答
29	今回の入札対象の需要場所においては、全数「供給地点特定番号※」はありますでしょうか。 ※電気のご使用場所を特定するために需要場所単位に設定されている22桁の番号です。	本件では、全施設に供給地点特定番号があります。
30	弊社は令和６年４月１日の電気需給約款の改定より電力量単価が単一となる料金プラン(ベーシックプラン)での応札となります。毎月の電力量料金内訳も(夏季・その他季等２窓)(ピーク・夏季昼間・その他季昼間・夜間等４窓)の計量の区別がなく、単一単価となりますがよろしいでしょうか。	差し支えありません。
31	仕様書３．その他（5）電力量等の検針に必要な機器の準備等の調整について一般送配電事業者と調整することとありますが、計量器等の交換につきましては、送配電事業者さまとお客さまとの間での調整となりますがよろしいでしょうか。	差し支えありません。
32	弊社が落札した場合、契約先変更の手続きに必要な以下の内容についてご提示いただけますでしょうか。 ・供給地点特定番号 ・現在の供給者とのご契約番号（コード） ・現在の供給者とのご契約名義	対応可能です。
33	質問書の回答内容を確認するために担当者さま宛てに電話することは可能でしょうか。	「貴社からの質問に対する回答が、質疑回答書の何番目に記載されているか」という質問であれば、お答えできます。 その他、入札に関するご質問は、入札公告３(4)の指定のとおり、質疑書にてご確認ください。
34	入札説明書および入札仕様書等に変更や修正が生じた場合は、電話等にて連絡をいただけますでしょうか。	入札説明書、電力供給条件仕様書、電力供給契約書(案)及び様式類は、入札公告と連動しているため、これに変更や修正を加えることはありません。
35	弊社が落札した場合、契約協議は電話、メール等での対応でよろしいでしょうか。	差し支えありません。